令和7年度

安芸太田町簡易水道各戸量水器取替業務 (筒賀地区)

仕様書

施工場所: 安芸太田町大字中筒賀、上筒賀 地内

令和7年度 安芸太田町 建設課

1 総 則

本業務は、安芸太田町簡易水道各戸量水器取替業務(筒賀地区)仕様書及び 特記仕様書に基づき履行するものとする。

特記仕様書と他の仕様書が競合する場合は特記仕様書を優先するものとする。

2 取替対象量水器

次の発注者が指示した量水器とする。受注者は、契約後7日以内に計画書 (別紙1) を発注者へ提出すること。

- (1) 業務地区:筒賀中央配水区、田之尻配水区、坂原配水区
- (2) 取替個数:13mm(112箇所)

20mm (3箇所)

25 mm (4箇所)

40mm (4箇所)

50mm (1箇所)

75mm (1箇所)

※発注者より、受注者に対して「メーター交換使用者一覧表」のデータが格納された CD-RW を貸与する。受注者は業務完了後、貸与した CD-RW を発注者へ返却しなければならない。

※本業務は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

3 使用量水器

発注者が支給する量水器(パッキン含む)を使用する。

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで。(検査期間を含む。) ただし、町の水道検針業務を踏まえ、量水器の取替可能期間及び業務内容の 報告期限は、以下のとおりとする。

取替可能期間	報告期限
契約締結日の翌日から11月26日まで	12月1日
12月24日から 1月26日まで	1月30日
3月 2日から 3月23日まで	3月27日

※報告期限は厳守のこと。

5 量水器取替の方法及び留意事項

次の事項に十分留意のうえ業務を実施すること。

- (1) 量水器は、運搬中等、振動を与えないように注意する。
- (2)取替作業前に、業務目的、断水、業務日程等について、使用者に了解 のうえ業務を実施する。
- (3) 量水器取替は、「メーター交換使用者一覧表」と、現場の所在地、使用者氏名、メーター番号等が同一であることを確認する。なお、同一でない場合は、取替前に発注者へ連絡のうえ、発注者の指示に従う。
- (4)量水器は、逆に取付けることがないよう、量水器刻印矢印を確認し、 水平に設置する。
- (5) 量水器取替後、開栓(通水)を行い、止水栓、パイロット、量水器周 りに水漏れがないことを確認する。
- (6) 量水器の取扱う際は十分な衛生管理を行わなければならない。

6 使用者への連絡

受注者は、業務を実施するにあたり、次のとおり使用者へ通知すること。

- (1) 量水器取替前、事前に(別紙2)にて通知する。
- (2) 量水器取替後、(別紙3) により、取替が完了したことを通知する。
- (3) 通知(別紙2,別紙3) データを発注者より受注者へ提供する。

7 報告

受注者は、取替可能期間に業務を実施したものについて、各報告期限までに、次の書類に旧量水器を添えて、発注者へ報告(提出)すること。

いずれも、紙ベース(白黒印刷も可)、又は、発注者より貸与したCD-RWのいずれかで提出する。

(1)メーター交換使用者一覧表

旧量水器の「取外指示数」と新量水器の「メーター番号」、「検満年月」、「取付指示数」及び「交換日」等を記入する。

(2) 量水器取替業務報告書(別紙4) ※使用者毎に作成する事 黒板には、「業務名」、「使用者名」、「量水器口径」を記載する。

8 精 算

精算については、各報告期限までに、「7 報告」について、不備なく報告 された場合にのみ1件完了として計上し、報告に不備のあるもの、また、各報 告期限までに、提出されないものについては精算に含めないものとする。

9 量水器取替が不要である場合

「メーター交換使用者一覧表」の備考欄に不要理由 (検満が十分ある場合は、検満年月) を記入すること。

(別紙1)

取替可能期間	口径	取替予定個数
	13mm	
	20mm	
契約日の翌日から	25mm	
11月26日まで	40mm	
	50mm	
	75mm	
	13mm	
	20mm	
12月24日から	25mm	
1月26日まで	40mm	
	50mm	
	75mm	
	13mm	
	20mm	
3月2日から	25mm	
3月23日まで	40mm	
	50mm	
	75mm	

(別紙2)

各 位

○ ○ ○ ○(受注者名)

量水器取替のお知らせ(事前連絡)

この度、お客様の量水器(水道メーター)につきまして、定められた取替期限が近づきましたので、下記のとおり取替にお伺いいたします。

ご不在時での取替を行う場合がございますのでご了承ください。

なお、ご不在時の取替にご都合の悪い場合は、お手数ですが○○○○(受注者名)まで、ご連絡いただきますようお願いいたします。

記

- 1. 施工業者 ○○○○ (受注者名)
- 2. 取替費用 費用はかかりません。
- 3. 取替期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日までのいずれかの日

【連絡先】○○○○(受注者名)

担当者名:〇〇

TEL 00-000

【町担当課】安芸太田町建設課

担当者名:〇〇

TEL (0826) 28-1963

(別紙3)

各 位

○ ○ ○ ○(受注者名)

量水器取替のお知らせ(交換完了)

本日、お客様の量水器(水道メーター)の交換を行いました。

宅内で水道をご利用される際、エア(空気)が溜まっている場合がありますので、使い始めは、蛇口をゆっくり開けてご利用ください。

なお、量水器取替に係り不具合等ありましたら、お手数ですが、○○○○(受 注者名)まで、ご連絡いただきますようお願いいたします。

記

- 1. 施工業者 ○○○○ (受注者名)
- 2. 取替日令和年月日

【連絡先】○○○○(受注者名)

担当者名:〇〇

TEL 00-000

【町担当課】安芸太田町建設課

担当者名:〇〇

TEL (0826) 28-1963

(別紙4)

量水器取替業務報告書

使用者名 〇〇 〇〇

使用者番号 〇〇〇一〇〇〇〇〇〇一〇〇〇

量水器取替日 令和 年 月 日

建物全景の写真

(量水器取替え建物(家屋等)が確認できること)

黒板

量水器取替前の写真

(水道メーター番号、取外し指示数が確認できること) ※写真は複数でも可

黒板

量水器取替後の写真

(水道メーター番号、取付け指示数が確認できること) ※写真は複数でも可

黒板

※水道メーター番号、指示数が確認できるように写真を撮ること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、委託業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日号外法律第五十七号)のほか関連法令に則り、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

なお、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、当該委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、委託業務に関して知り得た個人情報 をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 受注者は、業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、委託業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、委託業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が 記録された資料等を当該委託業務が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引 き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第9 発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱 状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、 速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合において、受注者は、発 注者から立入調査の実施を求められたときは、これに応じるものとする。

(損害賠償)

第11 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に与えた損害を含む。) のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

積 算 情 報									
工事名	安芸太田町簡易水道各戸量水器取替業務(筒賀地区)								
執行年度	令和 7 年度	諸経費区分	上水道 令和07年度						
工種区分	開削工事及び小口径推進工事等	変更回数							
単価適用年月日	令和 7年10月 1日付 公共	単価地区	21:安芸太田町(旧筒賀村・旧戸河内町)						
機損適用年月日	令和 7年度 公共	步掛適用年月日	令和 7年 9月 上水道						
	補 正	情報							
施工地域及び	共通仮設費 ・・・・・・・・・ 補正無し								
工事場所による補正率	現場管理費・・・・・・・・・ 補正無し								
現場環境改善費	計上しない								
冬期補正	設定区分無し								
緊急工事補正	設定区分無し								
前払支出割合区分	補正無し								
契約保証に係る補正									

	総	括	表	
費目・工種・種別・細目	数量	単位 単 価	金額	明細単価番号 基 準
工事費	1	式		
本工事費				
開削工事及び小口径推進工事等01	1	式		
合計	1	式		

	本	. :	工事	費	内	訳	書			
費目・工種・種別・細目	数	量	単位	単	価	金	額	明細単価番号	基	準
開削工事及び小口径推進工事等01										
		1	式							
量水器取付け(ねじ込み接合)			20							
量水器のみ取付 呼び径13mm		112	箇所					施 1号		
量水器取付け(ねじ込み接合)			Д///							
量水器のみ取付 呼び径20mm		3	箇所					施 2号		
量水器取付け(ねじ込み接合)			四171					ns 2 -5		
量水器のみ取付 呼び径25mm		4	箇所					施 3号		
量水器取付け(ねじ込み接合)			Д///					25 0 3		
量水器のみ取付 呼び径40mm		4	箇所					施 4号		
量水器取付け(ねじ込み接合)								20 1 2		
量水器のみ取付 呼び径50mm		1	箇所					施 5号		
量水器取付け(フランジ接合)										
呼び径75mm		1	箇所					施 6号		
直接工事費計										
共通仮設費計										
		1	式							
共通仮設費(率化)										
		1	式							
共通仮設費率分										
		1	式							
純工事費										
		1	式							

	本	I	事	費	内	訳	書		
費目・工種・種別・細目	数	量	単位	単	価	金	額	明細単価番号	基準
現場管理費									
		1	式						
工事原価									
一般管理費等		1	式						
		1	式						金銭的保証を必要としない
工事価格		- 1	IV.						並践的体証を必安としない
		1	式						
消費税等相当額									
A*I		1	式						
合計									

【 第 1 号 施工単価表 】 量水器取付け(ねじ込み接合) 量水器のみ取付	呼び径13mm				1 箇所 当り
名 称・規格	数量	単位単価	金額	明細単価番号	基準
配管工	0, 11	<u>,</u>			
普通作業員	0.03				
諸 雑 費 (率+丸め) 労務費の%	1	%			
計	1	70			
単位当たり					

名 称 · 規 格	数量	単位	単 価	金額	明細単価番号	基準
配管工						
	0, 13	人				
普通作業員 						
	0.04	人				
労務費の%	1	%				
計 計	1	70				
単位当たり						

【 第 3号 施工単価表 】 量水器取付け(ねじ込み接合) 量水器のみ取付 呼び径25mm							
名 称 · 規 格	数量	単位単価	金額	明細単価番号	基準		
配管工	0, 17	A					
普通作業員							
諸 雑 費 (率+丸め)	0,05						
<u> </u>	1	%					
単位当たり							

【 第 4号 施工単価表 】 量水器取付け(ねじ込み接合) 量水器のみ取付 呼び径40mm							
名 称 · 規 格	数量	単位 単 価	金額	明細単価番号	基準		
配管工	0, 26	A					
普通作業員							
諸 雑 費 (率+丸め)	0.08						
<u> </u>	1	%					
単位当たり							

名 称 · 規 格	数量	単位	単 価	金額	明細単価番号	基準
	0, 28	人				
普通作業員						
諸 雑 費 (率+丸め)	0.1	人				
労務費の%	1	%				
計		70				
単位当たり						
手位当たり						

【 第 6号 施工単価表 】 量水器取付け(フランジ接合) 呼び径75mm								
名 称・規格	数量	単位 単 価	金額	明細単価番号	基準			
配管工	0.07	ı						
普通作業員	0.07							
計	0.23	λ						
単位当たり								